

第53号議案

和解をすることについて

次のとおり和解をすることについて、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、市議会の議決を求める。

令和8年6月5日提出

芦屋市長 高 島 峻 輔

記

1 事件名

国家賠償請求事件

2 和解の相手方

市立小学校の児童であった者及びその親

3 和解の概要

- (1) 市は、相手方に対し、本件解決金として、金60万円の支払義務があることを認める。
- (2) 市は、相手方に対し、前号の金員を、令和8年6月30日限り、相手方指定の

口座に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は市の負担とする。

- (3) 市は、令和8年6月9日から同年12月8日まで、別添1「被害児童ら代理人による調査報告書の要約版」、別添2「芦屋市立小学校におけるいじめ重大事態に係る調査報告書及びその概要版に対する所見」及び別添3「調査報告書概要版に対する被害児童及び同保護者代理人の所見」を市教育委員会ホームページに掲載する。
- (4) 相手方は、その余の請求をいずれも放棄する。
- (5) 相手方及び市は、相手方と市との間には、本件に関し、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。
- (6) 訴訟費用は、各自の負担とする。